

令和8年度
富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金
申請のご案内



【問い合わせ】

富津市役所 環境保全課 ☎0439-80-1274

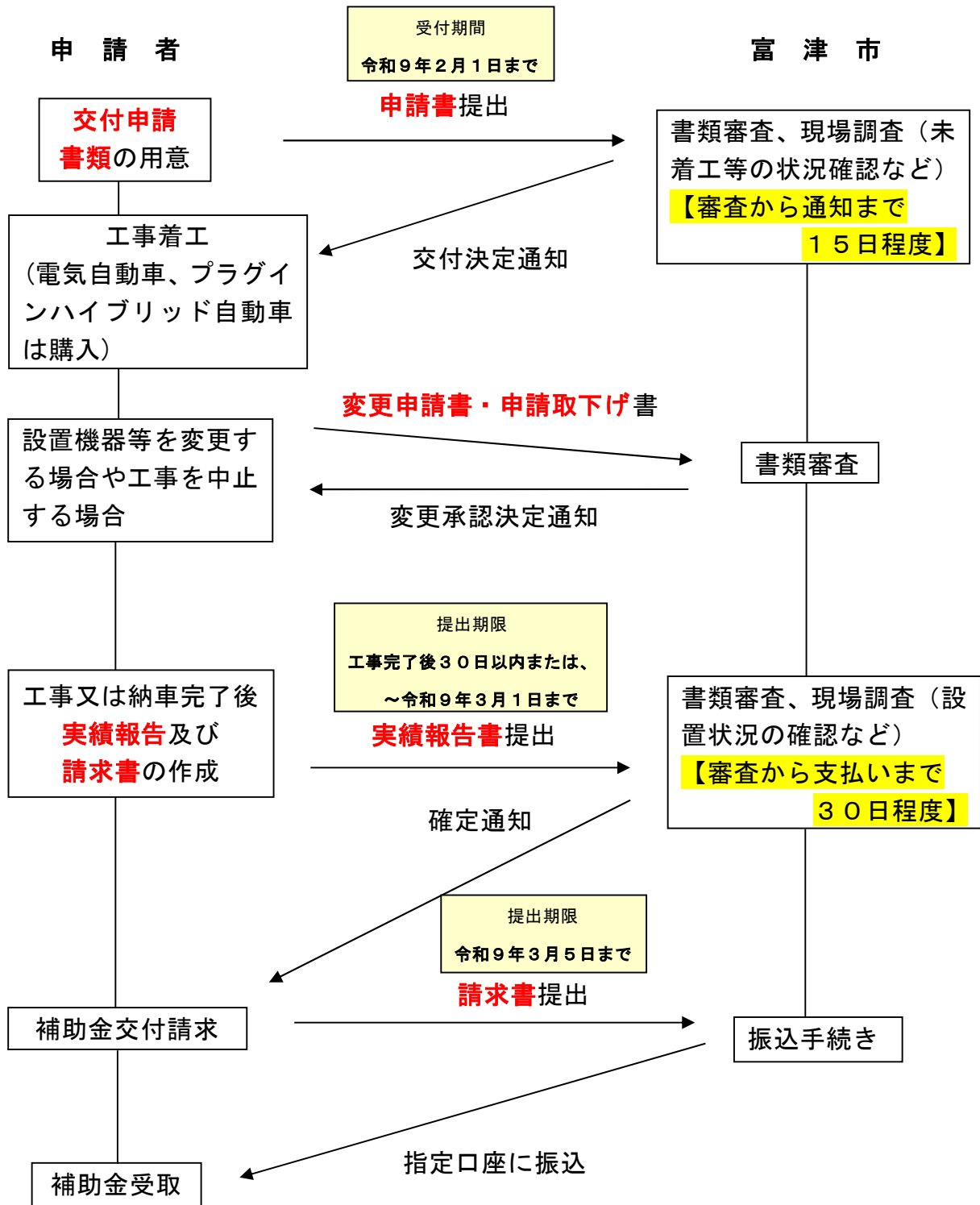
目 次

補助金申請のながれ（全体）	2
---------------	---

【各設備の手続きについて】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	3～ 6
2. 定置用リチウムイオン蓄電システム	7～11
3. 窓の断熱改修	12～17
4. 電気自動車	18～22
5. プラグインハイブリッド自動車	23～27
6. V2H 充放電設備	28～31
7. 集合住宅用充電設備	32～36

補助金申請手続きの流れ



※令和8年度中に設置を行う場合は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は集合住宅設備に限り、着手後に交付申請書を提出することが可能です。

【各設備の手続きについて-1】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

（1）補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人であること。（実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む）
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③既築住宅や新築住宅に設備を設置すること、又は補助対象設備が設置された建売住宅を取得すること。
- ④補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
 - ▶補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は、引渡し完了前であること。
- ⑤設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）
- ⑥工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内または令和9年3月1日（月）のいずれか早い日までに**実績報告書を提出できる方。**
- ⑦補助対象設備を設置する住宅について、第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ること。
- ⑧過去に同一の設備の設置に対し、同一世帯の人が市の補助金の交付を受けていない、もしくは、過去に同一の設備に対して市の補助金の交付を受けてから6年以上が経過し、新たに設備を交換又は増設しようとする方。

（2）補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
 - ▶中古品の場合は対象外
- ②燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。
- ③一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの。
- ④停電時自立運転機能を有するものであること。

（３）補助対象経費

設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

（４）補助金額

上限 10 万円 ※1,000 円未満を切り捨てた額となります。

（５）申請手続きについて

●受付期間等

令和 9 年 2 月 1 日（月）まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます。

※なお、令和 8 年 7 月 1 日（水）から、開庁時間及び窓口受付時間を 9 時から 16 時 30 分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

➤ 受付場所は市役所 1 階環境保全課です。

➤ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。

➤ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。

➤ 受付の予約はできません。

●交付申請に必要な書類

①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）

②補助対象設備の概要（第 1 号様式別紙 1）

・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し

・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）

・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）

④貸与料金の算定根拠明細書（第 1 号様式別紙 2）

・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ

⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタ

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

ログの写しなど

- ⑥補助対象設備の設置予定図面
 - ・補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑦設置工事着工前の現況写真（日付入り）
 - ・住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所が確認できる写真をそれぞれ撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑧市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類※¹（世帯全員分）
- ⑨補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
- ⑩誓約書（転入予定者のみ）
- ⑪リースの場合、リース事業者の登記事項証明書の写し（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

※1【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第3号様式）や申請取下げ書（第5号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日、もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内、または令和9年3月1日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第6号様式）
- ②補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
 - ※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・システムを設置した箇所がわかる住宅の全景写真、設備全体の写真をそれぞれ撮影してください。
 - ・燃料電池ユニット、貯湯ユニットの写真は製造番号が確認できる写真を撮影してください。
 - ・交付申請時と可能な限り同じ場所から撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤未使用品であることが確認できる書類
 - ・下記のいずれかの書類を添付してください
 - ・保証書の写し（製造番号が記載されているもの）
 - ・出荷証明書または出荷検査成績書の写し（製造番号が記載されているもの）
- ⑥住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-2】

2. 定置用リチウムイオン蓄電システム

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人であること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③既築住宅や新築住宅に設備を設置すること、又は補助対象設備が設置された建売住宅を取得すること。
- ④補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
▶補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は、引渡し完了前であること。
- ⑤設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ⑥実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- ⑦工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに**実績報告書を提出できる方。**
- ⑧補助対象設備を設置する住宅について、第3者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ること。
- ⑨過去に同一の設備の設置に対し、同一世帯の人が市の補助金の交付を受けていないこと。もしくは、過去に同一の設備に対して市の補助金の交付を受けてから6年以上が経過し、新たに設備を交換又は増設しようとする方。

(2) 補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
▶中古品の場合は対象外
- ②リチウムイオン蓄電池部、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるもの。
- ③国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。

(3) 補助対象経費

設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費

(4) 補助金額

上限 7 万円 ※1,000 円未満を切り捨てた額となります。

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和 9 年 2 月 1 日（月）まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます。

※なお、令和 8 年 7 月 1 日（水）から、開庁時間及び窓口受付時間を 9 時から 16 時 30 分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

➤ 受付場所は市役所 1 階環境保全課です。

➤ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。

➤ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。

➤ 受付の予約はできません。

● 交付申請に必要な書類

①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）

②補助対象設備の概要（第 1 号様式別紙 1）

・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し

・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）

・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）

④貸与料金の算定根拠明細書（第 1 号様式別紙 2）

・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ

⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど

⑥補助対象設備の設置予定図面

2. 定置用リチウムイオン蓄電システム

- ・ 補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑦設置工事着工前の現況写真 **(日付入り)**
 - ・ 住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所が確認できる写真をそれぞれ撮影してください。
 - ・ 工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑧市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類^{*1}（世帯全員分）
- ⑨補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
- ⑩誓約書（転入予定者のみ）
- ⑪リースの場合、リース事業者の登記事項証明書の写し（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

※2 【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・ 納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・ 納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・ 申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・ 納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・ 納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 30 日以内または令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を

提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第6号様式）
- ②補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・設備を設置した箇所がわかる住宅の全景写真を撮影してください。
 - ・設備全体の写真と型番及び製造番号が確認できる写真をそれぞれ撮影してください。
 - ・交付申請時と可能な限り同じ場所から撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤未使用品であることが確認できる書類
下記のいずれかの書類を添付してください
 - ・保証書の写し（製造番号が記載されているもの）
 - ・出荷証明書または出荷検査成績表の写し（製造番号が記載されているもの）
- ⑥住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類
※下記のいずれかの書類を添付してください。
 - 住宅用太陽光設備が既設の場合
売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
 - 住宅用太陽光設備が新設の場合
接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
- ⑦住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）

- ⑧その他市長が必要と認める書類

(8) 補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-3】

3. 窓の断熱改修

(1) 補助対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人又はマンション等のマンション管理組合であること。
(個人である場合は、実績報告書提出までに住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
- ④設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ⑤工事を完了した日から起算して30日以内または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに**実績報告書を提出できる方**。
- ⑥補助対象設備を設置する住宅について、第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ること。
- ⑦過去に同一の設備の設置に対し、同一世帯の人又は、設置するマンションが市の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑧既存住宅の窓を断熱改修すること。
➤新築住宅、建売住宅は対象外です。

(2) 補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
➤中古品の場合は対象外
- ②国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率Uwが1.9以下のもの。
- ③1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。
➤室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。空気が通り抜けてしまうカーテンやロールスクリーン等の簡易的な仕切りは、居室を区切る仕切りとして認められない。補助対象となるものは、リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等。例としてリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断するため、リビングの窓だけで

3. 窓の断熱改修

なく、それらも含め断熱改修が必要となるもの。障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる換気小窓、300×200 mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア・玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

(3) 補助対象経費

設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付費、内窓取付時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）

網戸、雨戸等の窓付属部材費、ガラスが付随するドア本体及び交換に要する工事費は、対象経費に含まれない。

(4) 補助金額

補助対象経費×1/4（上限8万円）

▶補助事業を実施するものが管理する、市内に所在するマンション等の場合

補助対象経費×1/4（上限8万円×改修を行う戸数）

※1,000円未満を切り捨てた額となります。

(5) 申請手続きについて

●受付期間等

令和9年2月1日（月）まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

※なお、令和8年7月1日（水）から、開庁時間及び窓口受付時間を9時から16時30分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所 1 階環境保全課です。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

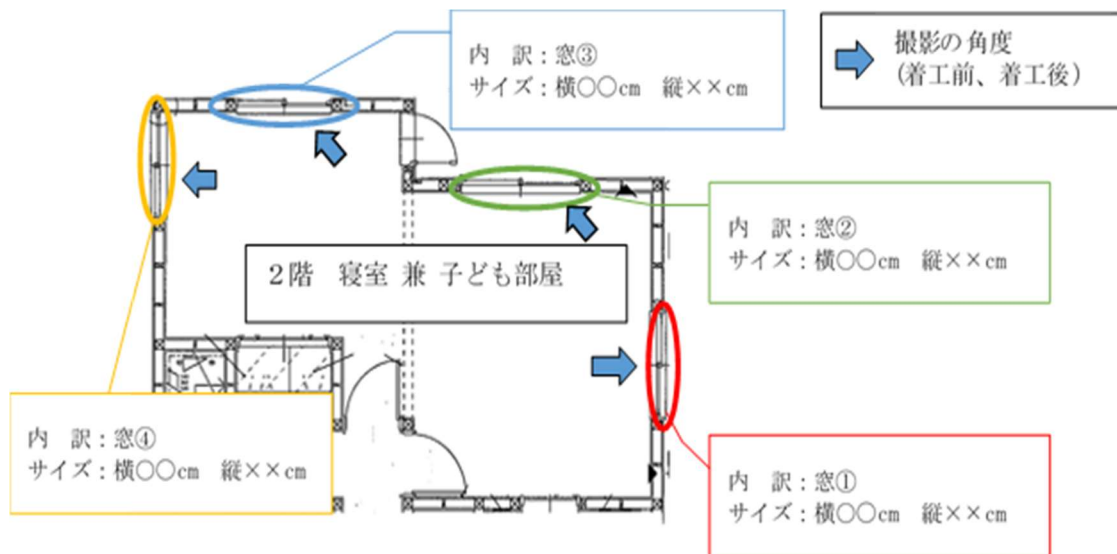
● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ②補助対象設備の概要（第 1 号様式別紙）
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）
- ④貸与料金の算定根拠明細書（第 1 号様式別紙 2）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ
- ⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する設備の製造者・型式・登録番号等がわかるカタログの写しなど
- ⑥マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し（法人格を持たないマンション管理組合の場合のみ）
- ⑦マンション等であることが分かる書類の写し（マンション管理組合のみ）
 - ・建築確認通知書、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類
- ⑧設置工事着工前の現況写真（日付入り）
 - ・※住宅全体及び窓全体を撮影し、平面図・立面図・契約書と照合できるようにそれぞれ番号を付すなどしてください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑨補助対象設備の設置予定図面（平面図と立面図）
 - ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるように番号を付すなどマーカーをしてください。
 - その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、番号を付すなどマーカーをしてください。
 - ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

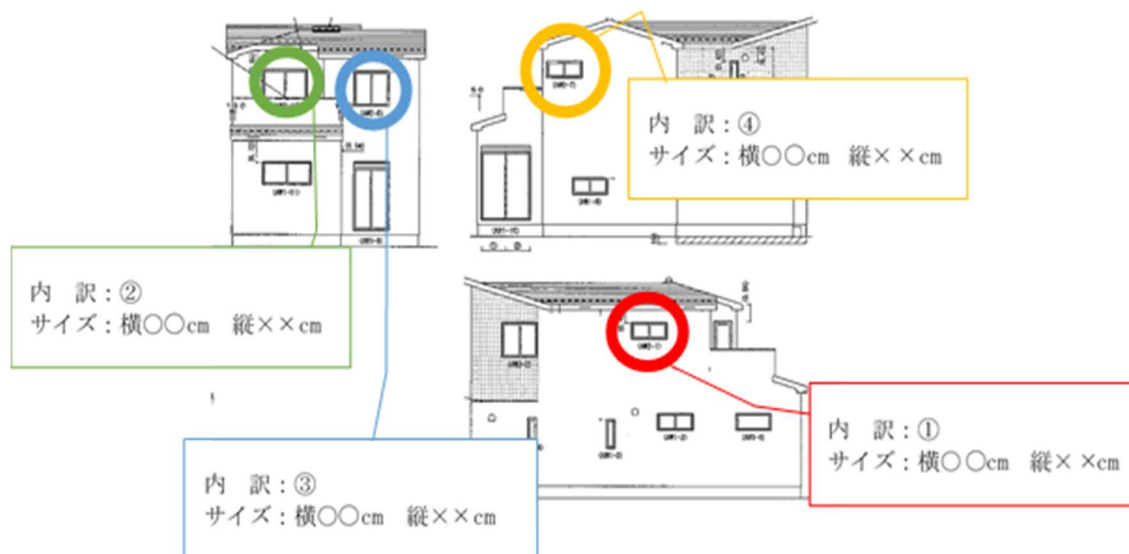
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



- ⑩市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類^{※3}（世帯全員分）
- ⑪補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
住宅地図など
- ⑫誓約書（転入予定者のみ）
- ⑬リースの場合、リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑭その他市長が必要と認める書類

※3【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・ 納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・ 納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・ 申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・ 納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・ 納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に機器構成等の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第3号様式）や申請取下げ書（第5号様式）の提出が必要です。

➤ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 30 日以内または令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第6号様式）
- ②補助対象設備の概要（第6号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（工事着工前、工事着工後が確認できるもの（日付入り））
 - ・設置した窓全体が写っているもので、着工前と着工後で、できる限り同じ角度から撮影をし、平面図・立面図・契約書と照合できるようにそれぞれ番号を付すなどマーカーをしてください。
 - ・ガラス交換等で着工前後の変化が分かりにくい場合は、作業中の写真や新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影してください。（シールの記載内容が確認できるもの）
 - ・設置したすべての窓を撮影してください。
 - ・交付申請時と可能な限り同じ場所から撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤未使用品であることが確認できる書類（製品保証書など）
- ⑥住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-4】

4. 電気自動車

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人であること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ④電気自動車を導入する住宅において、申請者が「富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。
- ⑤申請者が居住する住宅について、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。
※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑥申請者が居住する住宅について、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする時は、実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。
※V2H充放電設備・・・電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備。
※この場合のV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑦補助事業が完了した日(納車等の日)から30日以内、または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに、**実績報告書を提出できる方。**
- ⑧過去に同一の設備の設置に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法第60条第1項の規定による同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。
※自動車検査証の用途が「乗用」で、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されていて、四輪であること。
- ②申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録者を除く。)であること。
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が、富津市内の住所であること。
- ④自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ⑤国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振

興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

(3) 補助対象経費

電気自動車本体の購入費

(4) 補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設・・・上限15万円

住宅用太陽光発電設備を併設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限10万円

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和9年2月1日(月)まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

※なお、令和8年7月1日(水)から、開庁時間及び窓口受付時間を9時から16時30分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。

▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。

▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。

▶ 受付の予約はできません。

※着手後の提出でも差し支えありません。

● 交付申請に必要な書類

①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)

②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)

・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

③貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式別紙2)

・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ

④補助対象経費の内訳が記載された注文書等の写し

・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。(様式は任意)

・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入

費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）

- ⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・電気自動車の製造者・型式等がわかるカタログの写しなど
- ⑧市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類※⁴
- ⑨誓約書（転入予定者のみ）
- ⑩リースの場合、リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑪その他市長が必要と認める書類

※4【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

補助事業が完了した日（納車等の日）から 30 日以内、または令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ②補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してく

ださい。

- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・保管場所において、車の全体及びナンバープレートを撮影してください。
 - ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真を撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤自動車検査証記録事項の写し
- ⑥実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

※下記のいずれかの書類を添付してください。

 - 住宅用太陽光設備が既設の場合

売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
 - 住宅用太陽光設備が新設の場合

接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
- ⑦住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを確認できる書類
 - ・V2H充放電設備メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書、の写し（製造番号、日付が記載されているもの）又は設置状況及び設置機器が確認できる写真のいずれか。
- ⑧保管場所標章番号通知書の写し、または申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し（ローン購入でクレジット契約等により、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合）
- ⑨住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

(8) 補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-5】

5. プラグインハイブリッド自動車

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人であること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ④プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅において、申請者が「富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」に基づきプラグインハイブリッド自動車の補助を受けていないこと。
- ⑤申請者が居住する住宅について、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に給電できること。
※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑥申請者が居住する住宅について、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする時は、実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。
※V2H充放電設備：プラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備。
※この場合のV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑦補助事業が完了した日(納車等の日)から30日以内、または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに、**実績報告書を提出できる方。**
- ⑧過去に同一の設備の設置に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの。
※ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の用途の別が「自家用」と記載されていて、四輪であること。
- ②申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録者を除く。)であること。
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が、富津市内の住所であること。
- ④自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の

日付であること。

- ⑤国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

(3) 補助対象経費

プラグインハイブリッド自動車本体の購入費

(4) 補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設・・・上限15万円
住宅用太陽光発電設備を併設・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限10万円

(5) 申請手続きについて

●受付期間等

令和9年2月1日(月)まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

※なお、令和8年7月1日(水)から、開庁時間及び窓口受付時間を9時から16時30分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

➢ 受付場所は市役所1階環境保全課です。

➢ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。

➢ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。

➢ 受付の予約はできません。

※着手後の提出でも差し支えありません。

●交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)

- ②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)

・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

5. プラグインハイブリッド自動車

- ③貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ
- ④補助対象経費の内訳が記載された注文書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）
- ⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・プラグインハイブリッド自動車の製造者・型式等がわかるカタログの写しなど
- ⑥市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類^{※5}
- ⑦誓約書（転入予定者のみ）
- ⑧リースの場合、リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※5【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所1階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後15日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第3号様式）や申請取下げ書（第5号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

(7) 実績報告

補助事業が完了した日（納車等の日）から 30 日以内、または令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
 - ②補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）
 - ※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
 - ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
 - ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・保管場所において、車の全体及びナンバープレートを撮影した写真
 - ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
 - ⑤自動車検査証の写し
 - ⑥実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
 - ※下記のいずれかの書類を添付してください。
- 住宅用太陽光設備が既設の場合
- 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
- 住宅用太陽光設備が新設の場合
- 接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
- ⑦住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを確認できる書類
 - ・V2H充放電設備メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書、の写し（製造番号、日付が記載されているもの）又は設置状況及び設置機器が確認できる写真のいずれか。

5. プラグインハイブリッド自動車

- ⑧保管場所標章番号通知書の写し、または申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し（ローン購入でクレジット契約等により、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合）
- ⑨住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-6】

6. V2H 充放電設備

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有する個人であること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ④補助対象設備を設置する住宅について、第3者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ること。
- ⑤補助対象設備を設置する住宅について、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車(電気自動車等)が導入されていること。
※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
※電気自動車等は、新規導入、導入済みを問わない。
- ⑥補助対象設備の工事着工前であること。
- ⑦工事を完了した日から起算して30日以内、または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出できる方。
- ⑧過去に同一の設備の設置に対し、自らまたは自らと同一世帯を構成する人が、市の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより、補助対象とされているもの。

(3) 補助対象経費

V2H 充放電設備本体の購入費

(4) 補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

補助対象経費 × 1 / 10
(上限 25万円)

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和9年2月1日(月)まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

※なお、令和8年7月1日(水)から、開庁時間及び窓口受付時間を9時から16時30分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。(様式は任意)
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し(様式は任意)
- ④貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式別紙2)
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ
- ⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど
- ⑥補助対象設備の設置予定図面
 - ・補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑦設置工事着工前の現況写真 (日付入り)
 - ・住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所が確認できる写真をそれぞれ撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑩市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納

がない事がわかる書類^{※6}

- ⑪補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
住宅地図など
- ⑫誓約書（転入予定者のみ）
- ⑬リースの場合、リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑭その他市長が必要と認める書類

※6【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日、もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 30 日以内、または令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ②補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・システムを設置した箇所がわかる住宅の全景写真
 - ・設備全体の写真と型番及び製造番号が確認できる写真
 - ・交付申請時と可能な限り同じ場所から撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤未使用品であることが確認できる書類

下記のいずれかの書類を添付してください

 - ・保証書の写し（製造番号が記載されているもの）
 - ・出荷証明書または出荷検査成績表の写し（製造番号が記載されているもの）
- ⑥住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類

※下記のいずれかの書類を添付してください。

 - 住宅用太陽光設備が既設の場合

売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し、住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
 - 住宅用太陽光設備が新設の場合

接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は住宅用太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真。
- ⑦電気自動車等が導入されていることを確認できる書類
 - ▶自動車検査証記録事項の写し
- ⑧住民登録について市長が確認することに同意しない場合、世帯全員の住民票の写し（住民票 謄本）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

（８）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。

【各設備の手続きについて-7】

7. 集合住宅用充電設備

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ④既存の共同住宅又は長屋(マンション等)であり、設備はマンション等に属する駐車場における充電設備として居住者が利用できるものであること。
- ⑤過去に同一の工事に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥工事を完了した日から起算して30日以内、または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出できる方。

(2) 補助対象設備の要件

- ①集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するため設置すること。
 - ②国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている下記の③～⑤の設備であること。
 - ③急速充電設備は、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等を搭載された電池へ充電を制御する機能を共に有する、一基あたりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - ④普通充電設備は、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基あたりの定格出力10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - ⑤蓄電池付急速充電設備は、主として電気自動車等の充電のため蓄電する電池を備えた、一基あたりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - ⑥充電用コンセントは、電気自動車等に付属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口ため蓄電する電池を備えた、一基あたりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - ⑦充電用コンセントスタンドは、⑥を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- ※③～⑤までのどれかに☑が入ります。

(3) 補助対象経費

急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

(4) 補助金額

- ・住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用する場合

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×1/3（上限50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあってはその口数））

- ・住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額を基準とし、その基準額の1/3（上限50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあってはその口数））

- ・住民以外も充電設備を利用可能とする場合

設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3（上限100万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあってはその口数））

※1,000円未満を切り捨てた額となります。

(5) 申請手続きについて

●受付期間等

令和9年2月1日（月）まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

※なお、令和8年7月1日（水）から、開庁時間及び窓口受付時間を9時から16時30分に変更します。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

※着手後の提出でも差し支えありません。

● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②補助対象設備の概要（第1号様式別紙1）
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された注文書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し（様式は任意）
- ④貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）
 - ・補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ
- ⑤補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式等がわかるカタログの写しなど
- ⑥補助対象設備予定図面
 - ・補助対象設備をどのように設置するか記載された図面
- ⑦設置工事着工前の現況写真（日付入り）
 - ・マンション等全体及び補助対象設備の設置予定場所をそれぞれ撮影してください。
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑧市税の納付状況について市長が確認することに同意しない場合、市税等に滞納がない事がわかる書類^{※7}
- ⑨一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び交付決定書類の写し（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限り必要）
- ⑩マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び

代表者の本人確認書類の写し

・法人格を持たないマンション管理組合に限り必要

□ ⑪マンション等であることが分かる書類の写し

・建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類

□ ⑫リースの場合、リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

□ ⑬申請者個人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、健康保険資格確認書、住民票等）

・申請者が個人である場合に限り必要

□ ⑭その他市長が必要と認める書類

※7【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

市役所1階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後15日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第3号様式）や申請取下げ書（第5号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日、もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内、または令和9年3月1日（月）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第6号様式）
- ②補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
 - ※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
 - ・クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」の写し
- ④設置状況が確認できる写真（日付入り）
 - ・設備を設置した箇所がわかるマンション等の全景写真
 - ・設備全体の写真と型番及び製造番号が確認できる写真
 - ・可能な限り同じ場所から撮影してください。
 - ・マンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真（住民以外も充電設備を利用可能とする場合のみ）
 - ・工事看板等により撮影日を入れて撮影してください。
- ⑤未使用品であることが確認できる書類
 - 下記のいずれかの書類を添付してください
 - ・保証書の写し（製造番号が記載されているもの）
 - ・出荷証明書または出荷検査成績表の写し（製造番号が記載されているもの）
- ⑥国の補助事業に関し、一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書書類一式の写し（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限り必要）
 - 上記の実績報告について、変更申請をしている場合は、当該実績報告に係る申請の額の確定書類の写し
- ⑦その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。実績報告書提出時に併せて提出していただいても構いません。